

2. ペットに関する災害ボランティア活動とは

ここからは、ペットに関連するボランティア活動に関し、基本的な考え方や活動ルールについて説明します。

(1) 連携と協働

災害の発生時には、ペットに関係した災害ボランティア（個人・団体）が、多数被災地に入りますが、被災者に対して円滑な支援を行い、現地での活動をより効果的なものにするためには、国や自治体、現地動物救護本部等が行う動物救援活動と連携する必要があります。

また、すでに自治体等と協定を締結している愛護団体では、災害の発生時には自治体等と連携して動物救援活動を行うこととなります。

協定を結んでいない個人や愛護団体も、災害時における動物救援活動においては特に、自治体や現地動物救護本部等と連携した活動をすることで、災害時に生じる混乱やトラブルを回避することができます。

(2) なんのための支援か？

災害時におけるペット対応は、飼い主による「自助」が基本であり、自治体が行うペット対策は、災害時の飼い主による適正飼養を支援することにあります。ペットを対象とした災害ボランティアの目的も、飼い主自身が適正に飼養できるようにサポートすることで、飼い主の早期自立を支援することにあります。

被災地において動物を救護する活動には様々な視点があります。

被災地に取り残された命＝ペットを救護することは大事な活動ですが、これは動物愛護の観点だけでなく、被災地に取り残されたペットが放浪動物となり、被災地の生活環境や公衆衛生の悪化の原因となることを防ぐためにも必要な活動といえます。そして、その救護活動の最終的な目的は、救護したペットが飼い主の元に戻り、適正に飼養されることによる「被災者の心のケア」にあります。

一方、これまでの災害では、避難所に同行避難ができないために飼い主が危険な場所に残されるなど、飼い主の安全性に問題が生じる事態が生じています。

災害が起きたときにペットを守ることができるのは飼い主だけですので、ペットを守るためには、まずは飼い主自身の安全を確保することがスタートになります。

飼い主は、自分とペットの安全のために備えるもの（ハード）と備えること（ソフト）を踏まえて災害に備えた対応をすることが必要です。

ペットに関連する災害ボランティアは、そのような飼い主が必要とする支援を提供することにより、飼い主の避難や早期自立を手助けすることができます。

これまでの災害でも、必要な時間帯や期間に安心してペットを預けられる一次預かりの体制

があることにより、被災した自宅の片付けや仕事をする時間が確保でき、結果的に早期自立が可能となる事例もありました。



さらに避難所や仮設住宅におけるペットの適正飼養は、飼い主とペットの健康と安全を確保することにも繋がると同時に、ペットを飼養していない多くの被災者とのトラブルを最小化させ、全ての被災者の生活環境の保全を図ることになります。例えばしつけやトリミング、飼養相談による飼養マナーの向上は、鳴き声による騒音や匂いによる苦情を軽減します。また、適切な糞尿の処理は、避難所や仮設住宅周囲の衛生環境に寄与します。

このように、ペットを対象とした災害ボランティアの活動は、被災者全体への支援そのものであるといえます。災害時に活動するペットボランティアには、このような視点を認識して活動することが求められます。



避難動物の健康・飼養相談（写真提供：福島県）

(3) 平時の動物救援活動との違い

災害時の動物救援活動には、平時の動物保護活動とは異なり、被災時の状況に特化した配慮すべき事項があります。例えば、動物の収容施設には多くの動物が集まることから、個体管理ではなく、群管理による疾病の蔓延予防が必要となります。また避難所では、動物が苦手な人やアレルギーなどで動物と一緒にいられない人との「住み分け」や人と動物の出入口を分ける「動線の分離」などの配慮が必要です。その他、被災時の心理下における飼い主同士や飼い主以外の避難者との意思疎通や調整などで、動物救援活動等の運営が困難を極めることも予測されます。

ペットに関わる活動は、避難所の運営だけでなく、飼い主とはぐれた放浪ペットの保護や飼い主への返還、一時預かり、救援物資の調達や配分、譲渡など、その内容が多岐にわたり、それぞれの活動に普段の動物救援活動とは異なる注意点があります。(詳細は「Ⅱ. 4. (2)様々なボランティアの役割」を参照)

(4) 活動の時期

災害ボランティアは、いつ参加するかで活動の内容や条件が異なります。災害発生からのフェーズ(段階)を把握しておくことは、自分がボランティアに参加する時期を決めるうえで参考となります。

災害対応のフェーズは災害の種類や規模、地域の状況により異なるため、あくまでも目安となりますが、本編では、内閣府の分類⁶に基づき、以下の3つのフェーズに分けています。

初動期：「災害発生」から「災害ボランティアセンターの開設」まで

災害対策本部が設置され、災害時の体制が徐々に整う時期です。被災者はそれぞれの判断で避難所への避難や、在宅避難などを選択することになります。

応急期：「災害ボランティアセンターの開設」から「仮設住宅等への入居開始」まで

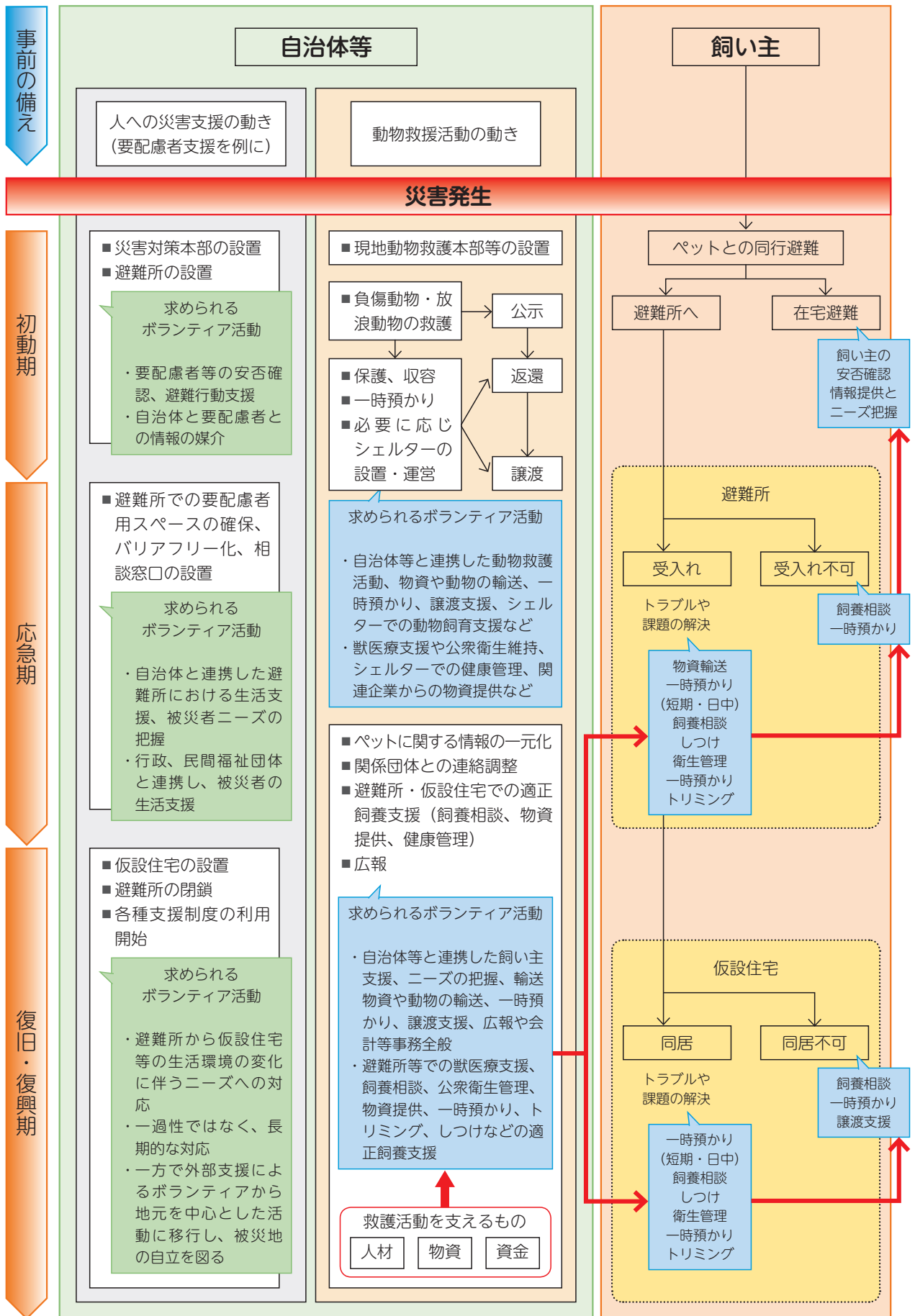
災害ボランティアセンターが開設され、一般ボランティアの募集が始まります。多くの団体や個人ボランティアが被災地に入り支援にあたります。被災者は、応急期の前半の被災者は避難所や自宅(在宅避難)などで生活しますが、応急期の後半になると帰宅したり、応急仮設住宅やみなし仮設住宅(自治体が借上げた住宅)に移動するなど生活環境が変化します。

復旧・復興期：「仮設住宅、復興住宅等への入居開始」以後

避難所の閉鎖が始まります。行政からの被災者支援は直接的な支援が縮小し、各種支援制度を利用するものになります。ボランティア団体等も支援活動を終了し、徐々に引き上げていきます。

次の図は、各フェーズでのペットの災害支援の動きと、求められるボランティア活動について示したものです。

6 内閣府防災担当, 2018, 防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック
http://ecom-plat.jp/ictkanagawa_sv/fbox.php?eid=12897



ペットを対象とした災害ボランティアの活動時期の例

一般的には、災害発生の数日後から災害ボランティアの募集がはじまります。ペットに関する災害支援もこの頃から本格的に稼働すると考えられます。現地動物救護本部等が設置された場合には、救護本部等を中心としたペットの災害支援が行われるため、ボランティア活動も救護本部等と連携、協働して活動することで、被災者にとってより効果的なボランティア活動になります。



避難所の動物（写真提供：岩手県）



獣医師による動物健康相談
(写真提供：熊本県獣医師会)



シェルターでの保護状況とボランティアによる散歩（写真提供：福島県）

